

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

横浜市磯子区磯子七丁目二三番六号

代表社員 中村 匡宏

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

新潟県妙高市大字樽本一〇一番地七六

代表社員

ニコ・キャピタル・インベストメン

ツ・プライベート・リミテッド

職務執行者

ハン・ジョン・クワン・ニコラス

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

静岡県静岡市清水区船越二丁目三番二〇号

代表社員 大滝 一成

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

愛知県碧南市春日町三丁目二六番地

代表社員 長崎 明

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

大阪府高石市高師浜三丁目一四番一七号

代表社員 八野 哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千八百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

東京都品川区西五反田七二五一九五反田

代表取締役 牧本 天増

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千九百九十万円減少し四億九千九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

東京都品川区西五反田七二五一九五反田

代表取締役 牧本 天増

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

東京都中央区銀座四丁目二番一五号歌舞伎座タワー

代表取締役 ライリー・クリストファー・ジェームズ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ六十億円増加することを条件として、資本金の額を六十億円、資本準備金の額を六十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

東京都中央区銀座四丁目二番一五号

代表取締役 木村 晃市

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ六十億円増加することを条件として、資本金の額を六十億円、資本準備金の額を六十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

東京都千代田区神田練堀町三番地

代表取締役 藤原 弘治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千三百三十三万五千五百一十円減少し、それぞれ一千万円、十二億五千九百八十一万三千四百九十九円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年八月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十三日

大阪府大阪市中之島四丁目三番五十一号

代表取締役 安達 喜一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年八月十三日

長野市若里二丁目一五番五七号

代表取締役 美谷島寿一

限定承認公告

本籍栃木県下都賀郡壬生町中央町二二八番地、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町中央町三番一七号 被相続人 亡 荒川 綾子

右被相続人は令和七年十二月四日死亡し、その相続人は令和八年八月三日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月十三日

栃木県下都賀郡壬生町中央町三番一七号

相続財産清算人 荒川 翼

限定承認公告

本籍東京都武蔵村山市榎二丁目一三番地六、最後の住所名古屋市中川区東起町一丁目五番地の一（老人保健施設ラ・ファミリア）

右被相続人は令和七年八月十二日死亡し、その相続人は令和八年八月四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月十三日

神奈川県厚木市王子一丁目一番八号

代表承認者 関根 進

限定承認公告

本籍広島県福山市御幸町大字中津原六二八番地、最後の住所大阪府吹田市泉町三丁目八番一六号 被相続人 亡 門田孝三郎

右被相続人は令和八年三月三十一日死亡し、その相続人は令和八年七月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月十三日

大阪府摂津市島飼下二一九一―二二

代表承認者 門田正一郎

正誤

ページ 行 誤 正

令和八年三月二十七日公布総務省令第三十五号（地方自治法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二上 九 〇 〇

令和八年三月二十七日公布総務省令第三十六号（地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二下 五 〇 〇

終りから 一六 〇 〇

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃